

番号	事業者	補助事業名	補助対象者	補助事業概要	平成30年度 募集時期	担当課名	連絡先（電話、メール）	
0	佐賀県	子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業	県⇒住民	①新築（購入）：最大50万円 ②中古住宅並びにリフォーム：最大80万円 ③既存住宅リフォーム：最大50万円 ④空き家購入並びにリフォーム：最大80万円 ※①～④については、県外からの移住加算10万円を含む ⑤賃貸戸建て住宅リフォーム：最大40万円	第1回目 H30.5.28～6.8 第2回目 9月前後	県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当	電話：0952-25-7165 メール：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp	
1	佐賀市	佐賀市空き家改修費助成事業	市町⇒住民	空き家を有効活用し定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度に登録された物件の改修を行う者に対し補助金を交付。 ①空き家の改修：上限50万円（補助率1/2） ②不要物の撤去：上限10万円（補助率1/2）	随時	協働推進課 地域コミュニティ室	電話：0952-40-7039 メール：kyodo@city.saga.lg.jp	
3	鳥栖市	鳥栖市木造住宅耐震改修費用補助事業	市町⇒住民	改修工事費用または延べ床面積33,500円/㎡のいずれか低い額の23%：上限60万円	6月頃	建設課 庶務住宅係	電話：0942-85-3600 メール：kensetu@city.tosu.lg.jp	
4	多久市	多久市定住促進事業	市町⇒住民	①子育て・若者世帯定住奨励金(新築・中古住宅取得)：最大50万円 ②空き家リフォーム補助金：最大50万円 ③三世帯同居増改築等補助金(新築・中古住宅取得、リフォーム)：最大50万円 ④新婚世帯増改築等補助金(新築・中古住宅取得、リフォーム)：最大50万円	4/1-3/31	総合政策課 地域づくり係	電話：0952-75-2116 メール：sougouseisaku@city.taku.lg.jp	
		防災・安全社会資本整備交付金事業 (多久市耐震対策緊急事業)		・補助対象内耐震補強工事150万円（限度額）に対し最大34万円の補助 ・3件予算措置	現時点では未定	建設課 建設管理係	電話：0952-75-4826 メール：kensetsu@city.taku.lg.jp	
5	伊万里市	伊万里市耐震改修事業費補助金	市町⇒住民	①補助対象経費×23%以内（限度額 64.4万円）	4月～12月	都市政策課 建築住宅係	電話：0955-23-2464 メール：toshiseisaku@city.imari.lg.jp	
		伊万里市マイホーム購入奨励金		市町⇒移住者	①新築住宅購入：限度額 100万円 ②空き家情報バンク登録物件購入：限度額 30万円	現時点では未定	伊万里暮らし応援課 移住・定住推進係	電話：0955-23-2172 メール：iju-teiju@city.imari.lg.jp
		伊万里市空き家リフォーム奨励金			①住宅リフォーム：限度額 30万円 ②起業用リフォーム：限度額 50万円	現時点では未定		
		伊万里市賃貸住宅入居奨励金			①賃貸住宅入居：限度額 月2万円を最長24月支給	現時点では未定		
7	鹿島市	鹿島市空き家活用事業	市町⇒住民	空き家登録物件と利用希望者（市外からの転入者）間で契約が成立し市内の業者を利用してリフォームした場合、リフォーム費用の一部を助成：最大50万円	平成30年4月～	建設環境部 都市建設課住宅係	電話：0954-63-3415 メール：toshi@city.saga-kashima.lg.jp	
		鹿島市耐震改修事業		耐震診断で耐震改修が必要と判断された建築物に対し耐震改修を実施した場合、耐震改修費用の一部を助成：最大40万円	平成30年4月～			
		肥前浜宿空き町家入居促進事業		国の重要伝統的建造物群保存地区である肥前浜宿内の空き家に市外から転入され、空き家を活用される場合に、5年以上の定住を条件に改装費の一部を助成。：事業費の2/3 最大200万円	平成30年4月～			
8	小城市	小城市移住促進転入奨励金	市町⇒住民	対象者：新規就学、新規就職等、結婚により市内の賃貸住宅へ転入される方 奨励金の額：20万円（1世帯につき1回限り）	H30.4.2	建設部 定住推進課	電話：0952-37-6150 teijusuishin@city.ogi.lg.jp	
		小城市定住促進住宅取得奨励金		住宅の区分：新築・建売・中古 対象者：新築・建売(50歳未満)、中古(65歳未満) 奨励金の額：新築・建売(最大110万円) 中古(最大100万円)	H30.4.2			
		小城市空き家バンク活用促進奨励金		対象者：①新たに空き家バンクに物件を登録する空き家の所有者 ②売買及び賃貸借契約を締結した空き家の所有者 奨励金の額：登録奨励金3万円（1物件につき1回限り）成約奨励金2万円（同上）	H30.4.2			
		小城市空き家改修費助成事業補助金		対象者：空き家バンク制度に登録された空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者 補助金の額：登録物件の改修（50万円を限度）・登録物件の不要物の撤去及び処分（10万円を限度）	H30.4.2			
9	嬉野市	嬉野市定住促進奨励金	市町⇒住民	【転入奨励金】 ・住宅1戸につき 30万円 ・世帯員1人につき 10万円 ・中学生以下加算 10万円 ・高校生加算 5万円 ・市内事業者施工7割以上加算 70万円 ・市内事業者施工3割以上加算 30万円 ・進出企業に勤めている者1人につき 20万円 ・保留地購入につき 20万円 ・婚姻3年以内加算 30万円 【持家奨励金】 ・住宅1戸につき 30万円 ・市内事業者施工7割以上加算 70万円 ・市内事業者施工3割以上加算 30万円 ・進出企業に勤めている者1人につき 20万円 ・保留地購入につき 20万円 ・婚姻3年以内加算 30万円	平成30年4月	企画政策課	電話：0954-66-9117 メール：kikaku@city.ureshino.lg.jp	

10	神崎市	定住促進住宅取得補助金	市町⇒住民	補助対象者：市内に住宅（新築、建替、建売、中古）を取得し10年以上住んでいただける方等 対象住宅要件：居住部分の床面積が50㎡以上で住宅取得経費が200万以上等 補助額：①定額 20万円 ②加算額 ・特定区内の住宅の取得 30万円 ・新規移住者 10万円 ・市内業者施行 5万円 ・子ども一人あたり 乳幼児 10万円 小中学生 5万円 高校生 3万円 ・浄化槽設置補助 浄化槽入槽区分に応じて	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	総務企画部 企画課企画係	電話：0952-37-0102 メール：soumu-02@city.kanzaki.lg.jp
		神崎市空き家改修費助成事業補助金		神崎市空き家・空き地バンク制度を活用し、空き家を購入または賃貸もしくは賃借した方が行う空き家の改修等に要する経費に補助金を交付します。 補助額 ①空き家改修 経費の1/2（限度額50万円） ②不要物の撤去 経費の1/2（限度額10万円）	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日		
		神崎市木造住宅耐震改修費用補助金		【補助対象者】 木造住宅の所有者等 【対象住宅要件】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 個人が所有し自ら居住する「一戸建て」住宅 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるもの 【対象工事】 上部構造評点を1.0以上とするための耐震改修工事 【補助の内容】 耐震改修工事の費用に対して23%を補助 上限額34万5千円	現時点では未定		
11	吉野ヶ里町	空き家対策事業（提案）	市町⇒住民	①除却事業：最大50万円	現時点では未定	建設課 都市計画課	電話：0952-37-0348 メール：kensetsu@town.yoshinogari.lg.jp
		耐震改修補助	市町⇒住民	①耐震改修補助：最大34万5千円（耐震改修工事の費用に対して23%を補助）	現時点では未定		
15	玄海町	玄海町定住促進奨励金	市町⇒住民	①新築 100万円＋加算 ②中古購入 100万円＋加算 ③二世帯住宅リフォーム 100万円＋加算 【加算】 ・転入加算 1人あたり10万円 ・町内業者加算(中古以外) 20万円	平成30年4月	まちづくり課	電話：0955-52-2156 メール：machidukurika@town.genkai.lg.jp
		玄海町耐震補強設計事業費補助金		補助対象事業費の3分の2を補助	平成30年4月		
		玄海町耐震改修事業費補助金		補助対象事業費の23%を補助	平成30年4月		
16	有田町	有田町定住促進奨励金	市町⇒住民	《対象》平成26年10月1日以降に新築住宅を取得した場合 《期間》平成27年4月1日から平成32年3月31日まで 《名称》転入奨励金 《金額》100万円 《内容》町外に5年以上居住され、町内に転入される方が定住のための新築住宅（1戸建て）を取得（建築又は購入）した場合 ※町内に本店または営業所（5年以上の営業を行っている営業所）を置く建築業者の施工の場合、上記金額に30万円を加算します。 《名称》持家奨励金 《金額》40万円 《内容》町外に5年未満居住され、町内に転入される方または町内に居住されている方が定住のための新築住宅（1戸建て）を取得（建築又は購入）した場合 ※町内に本店または営業所（5年以上の営業を行っている営業所）を置く建築業者の施工の場合、上記金額に30万円を加算します。	平成30年4月1日～	まちづくり課	電話：0955-46-2990 メール：machidukuri@town.arita.lg.jp
		空き家流通促進奨励金		空き物件インフォメーションに登録いただいた住居用物件で、売買・賃貸の契約が成立し、移住者が住所を有田町に定めた場合に奨励金を交付。 ・登録者…10万円 ・移住者…20万円 ・加算金…10万円（移住者が町外からの転入の場合に移住者のみ加算）	平成30年4月1日～		
		移住支援空き家改修補助金		空き物件インフォメーションに登録されている住居用物件の売買が成立し、購入者が町外からの移住者で空き家の改修が対象。 ・空き家の改修費用の2分の1（上限50万円） ・不要物撤去…撤去費用の全額（上限10万円）※上記の空き家の改修を行った場合のみ適用。	平成30年4月1日～		
		有田町老朽危険空き家除却促進事業補助金		老朽危険空き家の除却並びに除却に係る廃材等の運搬及び処分に関する費用の補助 補助額：最大50万円	現時点では未定		
20	太良町	太良町移住定住促進事業	市町⇒住民	空き家情報バンクの登録された住宅に対する補助 ①仲介手数料補助：最大50,000円 ②家財処分等補助：最大100,000円 ③所有者等改修補助：最大500,000円 ④利用者改修補助：最大2,000,000円 ⑤空き家解体補助：最大750,000円	4月	企画商工課	電話：0954-67-0312 メール：kikaku-joho@town.tara.lg.jp